

第5号様式（第8条関係）

補助金等の交付額決定通知書

伊東市指令 第 号  
年 月 日

様

伊東市長

年 月 日付けで申請のあった伊東市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金として下記のとおり条件を付して決定したので通知します。

記

金 額	円
-----	---

- 条件
- 1 補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
  - 2 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - 3 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
  - 4 事業完了後、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
  - 5 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
  - 6 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図ること。
  - 7 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
  - 8 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
  - 9 補助事業等の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
  - 10 その他伊東市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

（教示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。